

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の16第2項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項・第5項（許可の基準）、第9条の5第3項（射撃教習）、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備 考：